



国労西日本

NO. 218

国労西日本本部

発行責任者 田中 守
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に

西日本

増収増益は社員のがんばりのおかげ!

「年度末手当(仮称)」

0.5ヵ月」を要求

JR西日本は2013年度決算について、「連結・単体とも4期連続の増収」「経常利益は4期連続の増益」「当期純利益は2期連続の増益」と順調な収益であることを報告しました。また、株主配当も増資することを明らかにしました。国労西日本本部は、西日本会社の決算を受け、2014年春闘において要求してきた「年度末手当(仮称)」について再度要求することを執行委員会決定し、5月14日に申し入れました。

14春闘において西日本会社は、「通期で減益になる見込み」として最後まで危機感を前面に出し、「ベア500円、年間臨給5.38ヵ月」を回答してきました。今春闘での500円のベアと年間臨給で換算すると、単純計算で2億7000万円になります。しかし株主配当金額の増額については、約10億円の支出をするといことがすぐに決定されています。西日本会社は社員に対し、安全を守る企業戦略の徹底とか、利益を上げるための事業戦略の徹底、各種取り組みの原動力は人材である、人材に投資すると、日頃から明らかにし

ています。しかし毎年会社が厳しい経営だと言いつつ、働く社員には冷たく、株主に対しては増額配当するという態度で、社員が本心に納得できぬものではないでしょうか。この間、安全で安心の鉄道、信頼回復に向け努力し、会社の増収増益につなげている社員の頑張りにこそ報いることが重要であると、国労は考えます。国労は西日本会社に対し、社員の頑張りに報いるため、そして今後の頑張りに期待し、基本給、エリア手当及び扶養手当を合算した賃金の0.5ヵ月分を全社員に支払うことを強く要求します。

人材に本当の投資を!



貨物

夏季手当

基準内賃金3.0ヶ月分の要求

利益を社員の頑張りに還元を!

国労本部は、5月21日「2014年度夏季手当」の支払いに関する申し入れ(闘申9号)に対しての要求趣旨説明を行いました。

貨物会社の2013年度決算は、11月以降の「円安・株高」による追い風と消費税増税前の駆け込み需要などによって、収入全体で6年ぶりに収入増となり中間期に下方修正した経常利益18億円を大幅に上回る経常利益34億円を確保し、年初に定めた事業計画も達成しました。鉄道事業部門でも、当初の数値目標を大きく上回る収支改善の状況になっています。

これが貨物会社への要求だ

国労闘申第9号「2014年度夏季手当」の支払いに関する申し入れ

1. 支払いは、2014年6月1日現在の基準内賃金の3.0ヵ月分とすること。
2. 支払日は、2014年6月30日までとすること。
3. 期間率、成績率及び55歳以上の者の取扱い等、支払い条件を大幅に改善すること。
4. 支払いにあたっては公平・公正に行い、組合間差別は絶対に行わないこと。
5. 調査期間内に55歳に達した者は、55歳到達時の基準内賃金の100%を算定基礎額とすること。
6. 契約社員及び臨時社員についても、社員と同様の取り扱いとすること。

貨物会社に働く社員は、昨年度の期末手当が前年度比0.8ヶ月減の「年間2.4ヶ月分」であったこともあり生活実態は極めて厳しい状況になっています。国労が毎年実施している「賃金・生活実態アンケート調査」の集約では、「毎月赤字あり」との回答は昨年よりも大幅に増加し、赤字の補てんは「毎月の貯蓄からの引き落とし」「期末手当」から各項目とも約8割を示しています。2014年春闘も「15年連続ベア・ゼロ」の結果となり、生活は一層厳しく、JR他社に働く労働者との格差がますます浮き彫りになってきてい

ます。2013年度決算で示された34億円の経常利益は、発当初以来、二十数年ぶりの高水準の経常利益です。修正計画を上回った16億円は、結果として昨年度の期末手当の削減額に匹敵する額であり、この間大きな苦しみを味わっている社員の生活改善をするためにも還元すべきです。期末手当は「生活給」そのものであり、夏季手当は生活改善を願う社員の切実な要求です。社員の暮らしは、消費税増税や公共料金の値上げ等で、家計の負担は、確実に増え、厳しい生活を余儀なくされています。社員の努力により高水準の経常利益を達成したいまこそ、社員と家族の生活改善を図るため、要求に応え企業責任を果たすべきです。



- 4 / 15 近畿地方本部大阪地区本部
貨物34歳運転士
- 5 / 1 近畿地方本部奈良県支部
50歳車両管理係
- 5 / 12 近畿地方本部兵庫地区本部

「悔いを残したくない!」 「国労の運動に共感した!」
毎月続く国労加入
職場を変えるのはやっぱり国労だけ

この間の地道な活動、たえまぬ努力が成果を上げ、4月から各地で国労加入が続いています。

4月15日、近畿地方本部大阪地区本部で貨物職場の34歳の運転士が、「国労の運動に共感した」と加入を決意。また、5月1日には、近畿地方本部奈良県支部において、50歳の

「子供を孫を戦場に送らせない」
集团的自衛権行使のための
解釈改憲に断固反対する

国労西日本本部は、5月23日、安倍首相及び安保法制懇に對し、「戦争する国」へと暴走する安倍政権の集团的自衛権行使の一連の動きについて、抗議文を送付しました。また、国労本部は抗議文のほか、憲法解釈の変更による集团的自衛権の行使容認に強く反対する声明を発表しています。

5月15日、安倍首相は、集团的自衛権の行使容認に向けた「安保法制懇」（安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会）の報告書提出を受けて、歴代政権が禁じてきた集团的自衛権行使を認める憲法解釈変更を検討していく考え方を記者会見で明らかにしました。

さらに自民・公明両党は、集团的自衛権などをめぐる与党協議の会合を開き、国連のPKO活動や集団安全保障、それに集团的自衛権の順に議論することを確認しました。

西日本本部は、本部指令に基づき「拡大対策会議」を開催、また「統一行動」を計画し、組織拡大を全組合員の運動として取り組んできました。次々と続く国労加入は、私たちのこれまでの運動の大きな成果です。また、国労が職場で必要であること



集团的自衛権の行使とは、日本が武力攻撃を受けていないのに、「他国防衛」のためとして海外で戦争を行うことであり、日本国憲法が掲げる平和主義を真向から否定するもの

4000名組織めざし 全組合員で行動を!



の証でもあります。安全問題や職場の諸要求解決に向け、日々対話を行い要求し運動を展開している国労に共感する声は後を絶ちません。

組織拡大は最大の要求闘争、全職場から組織拡大に全力を挙げよう、

です。にもかかわらず、安倍首相の私的「諮問機関」である「安保法制懇」なるものが、その構成や論議経過も含めいかなる根拠を持って、国のありようを変更するような報告を首相に進言し、首相もそれをもとに結論ありきで世論誘導する手法は、非民主的、独善的であると言わざるを得ず、こうした報告を受けて国会の議論も国民の信を問うことなく、時の政権の判断だけで憲法解釈を変更するなど断じて許されるものではありません。

国鉄労働組合は、結成以来68年にわたり、綱領にも明記している国民の命と暮らし、平和と民主主義擁護にむけて闘いを進めてきました。平和憲法を破壊し、戦争する国へ突き進む憲法改悪の企み、集团的自衛権行使のための解釈改憲を阻止するため、あらゆる立場の民主団体や個人との共同行動を追求し、危険な野望に対して反対世論を結集し闘いを進めていきます。

| 「がん」の保障 <生きるためのがん保険Days(デイズ)> | | | 「生きる」を創る。Afiac | | | | |
|---|--|---|--|--------|--------|----------------|--|
| 保険期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢: 0歳~80歳、スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合 | | | ◆月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在) 生きるためのがん保険DAYS(デイズ) スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ 保険料払込期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新) | | | | |
| 初めて診断確定されたとき | がんの場合 | 一時金として 100万円 | | | | | |
| 診断給付金 | 上皮内新生物の場合 | 一時金として 10万円 | 35歳 | 45歳 | 55歳 | 65歳 | |
| 入院したとき | 入院給付金 | 1日つき 10,000円 | 男性 | 3,656円 | 5,608円 | 9,360円 15,190円 | |
| 通院したとき | 通院給付金 | 1日つき 10,000円 | 女性 | 3,734円 | 5,274円 | 6,864円 9,048円 | |
| 手術したとき | 手術治療給付金 | 1回につき 20万円 | <抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。 | | | | |
| 放射線治療を受けたとき | 放射線治療給付金 | 1回につき 20万円 | <募集代理店> アベニール株式会社 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F | | | | |
| 抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外) | 抗がん剤治療給付金 | 10万円 (すべての保険期間を通じ通算600万円まで) 1カ月 乳がん・前立腺がんのホルモン療法の際 1カ月 5万円 | <引受保険会社> アフラック 東京第三法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95 | | | | |
| プレミアムサポート | 訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです) | | AF007-2011-0186 4月25日 | | | | |
| ◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。 | | | | | | | |